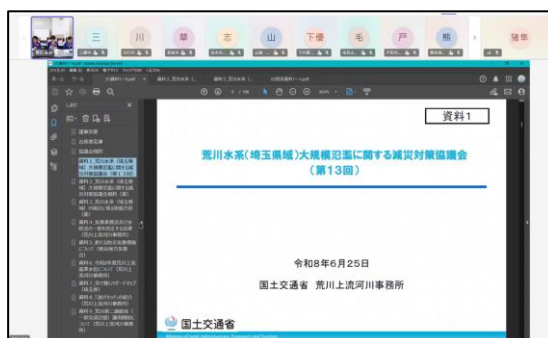


第13回 荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会 議事要旨

- ・開催日時：令和8年6月25日（木） 13：30～14：30
- ・開催場所：WEB 会議（Teams）
- ・出席者：49 構成員

◆開催状況



◆協議会の内容

- ・荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会規約（案）
- ・荒川水系（埼玉県域）の減災に係る取組方針（案）

◆協議会の結果

1. 議事

（１）荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会規約（案）

荒川上流河川事務所より、荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会規約（案）について説明し、構成員から改定について承認された。

<協議会規約の改定概要>

- ・協議会の対象範囲を明記
 - 規約（協議会の対象河川と対象範囲）第3条2. 及び別図1を追加
- ・ブロック会議を幹事会として位置付け、幹事会の構成を明記
 - 規約（幹事会の構成）第6条を追加
- ・越辺川水害予防組合廃止に伴い、構成員から越生町を削除

（２）荒川水系（埼玉県域）の減災に係る取組方針（案）

荒川上流河川事務所から、第2期における5年間の取組結果を踏まえた、第3期における荒川水系（埼玉県域）の減災に係る取組方針（案）について説明し、承認された。

また、今後のスケジュール（案）について説明し、令和8年度は12月から1月頃に減災対策協議会幹事会を開催し、以降の協議会及び幹事会は荒川水系（埼玉ブロック）流域治水協議会と同日開催（2月）とすることについて承認された。

<取組方針の改定概要>

- ・各取組項目における取組内容の事例を追加
- ・第2期の取組状況を踏まえ、取組項目数を62項目から48項目に見直し
- ・法的義務の有無や取組の進捗率を踏まえ「重点取組（3項目）」及び「進捗率向上を目指す取組（11項目）」を設定
- ・取組状況調査における評価年度の考え方として、単年度評価又は複数年度評価を導入
- ・取組状況調査（詳細表）の対象項目を見直し、48項目中14項目を対象とする
- ・重点取組については、定量的な取組状況を調査する

2. 情報共有

荒川水系（埼玉県域）の減災に係る取組に関する情報共有を目的として、構成員から取組状況等について情報提供が行われた。

（１）気象業務法及び水防法の一部を改正する法律

荒川上流河川事務所から、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和8年5月29日施行）について説明があった。

（２）新たな防災気象情報について

熊谷地方气象台から、令和8年5月29日から運用を開始した新たな防災気象情報について、見直しの背景、河川氾濫等に関する情報の主な変更点及びレベル5氾濫特別警報の運用開始の背景等について説明があった。

（３）令和８年度荒川上流基準水位について

荒川上流河川事務所から、荒川上流部における氾濫危険水位並びに各水位観測所における氾濫発生水位及び氾濫発生水位設定箇所等について説明があった。

（４）耳で聴くハザードマップ（埼玉県）

埼玉県災害対策課から、視覚障害者や高齢者がハザードマップの情報を音声で確認し、避難場所まで誘導を受けることができるアプリケーションサービス「耳で聴くハザードマップ（埼玉県）」について、令和8年5月1日から提供を開始した旨の説明があった。

（５）「逃げキッド」の紹介

荒川上流河川事務所から、住民の避難行動計画作成を支援するマイ・タイムライン作成ツール「逃げキッド」について、新たな防災気象情報を反映した改訂版を公開した旨の説明があった。

（６）荒川第二調節池（一部完成区間）の運用開始について

荒川上流河川事務所から、令和8年6月12日に荒川第二調節池の一部完成区間を運用し、約1,200万立方メートルの洪水調節が可能になったことについて説明があった。